

平成 22 年 9 月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分	
30	老人保健医療費拠出金			新規	拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管	
国民健康保険事業特別会計	5	1	1	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名		
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名		
根拠法令・条例・規則等	「健康保険法の一部を改正する法律」(平成18年法律第83号附則第38条)				
予算要求事業の概要					
内容	平成20年度に概算で拠出した老人保健医療費拠出金について、平成20年度の老人保健医療費の実績が平成21年度中に確定し、平成22年度に拠出金が確定します。確定拠出金と概算拠出金の差額及びその利息相当を精算額及び調整金額として支払います。				
目的・目標	<p><目的> 平成20年3月以前診療分に係る老人保健医療費について、平成20年度請求分につき、当市の老人保険加入率や老人保険給付費を基に、社会保険診療報酬支払基金が算定した拠出金を支払います。</p> <p><目標></p>				
現状と課題	<p><現状(平成21年度末)> 拠出金の算出に要する係数が明らかにされていなかったため、例年の実績を基に予算計上をしていましたが、国から示された係数をもとに拠出金額を精査した結果、12月に支払いを行う必要がある拠出金について、予算が不足する見込みとなっています。</p> <p><課題> 当初予算算定時に、国から算定根拠となる係数が示されていません。そのため、前年の実績数値を使用して予算を見積もっていますが、この数字と現実との乖離が大きくなると、請求額と予算額の差も大きくなります。</p>				
今後のスケジュール	・請求に応じた拠出金の支払いを行います。				

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	法令により、保険者に拠出金納付が義務付けられています。 平成22年度12月6日納付期限の拠出金について、9月補正予算での対応がなされない場合、予算不足が見込まれています。
	実施義務	根拠法令等「健康保険法の一部を改正する法律」(平成18年法律第83号附則第38条)等
効果	他市の実施状況	政令市：全市実施 県内他市：全市実施
	対象者	社会保険診療報酬支払基金
効果	効果	法令により、保険者に納付が義務付けられている拠出金を納付します。

3 補正前予算額、補正予算要求、査定の内容

(単位：千円)

	金額	備考
平成22年度	補正前予算額 128,295	<積算内訳> 1 老人保健医療費拠出金
	財源内訳 国庫支出金 41,842 県支出金 6,057 諸収入 47,900 繰入金 32,496	
9月補正予算	補正予算要求 71,929	<積算内訳> 1 老人保健医療費拠出金
	財源内訳 繰越金 71,929	
9月補正予算	財政局長査定 71,929	<査定内容> 1 老人保健医療費拠出金
	財源内訳 繰越金 71,929	
<査定理由> 拠出金の算定に必要な係数が示されたことにより、拠出金の所要額が確定したため、速やかに対応する必要があると判断し、9月補正予算に計上することとしました。		
9月補正予算	市長査定 71,929	<査定内容> 1 老人保健医療費拠出金
	財源内訳 繰越金 71,929	
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		